

持続可能な下水道サービスを提供するために ～8月使用分から下水道使用料を改定します～

問い合わせ 下水道課庶務係

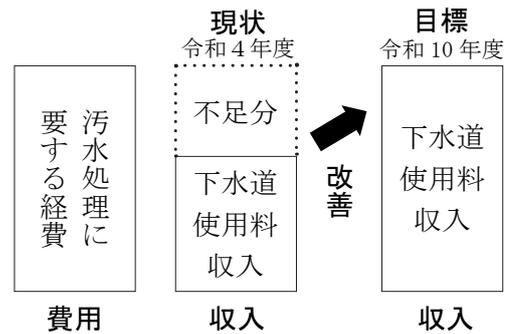
☎ 22-7751

下水道事業は、快適な暮らしや良好な水環境を保つため、利用者の皆さまからの下水道使用料などにより運営されています。

下水道使用料は、平成18年の供用開始以降、事業の効率化や経費節減、使用料収入の増加に向けた取組に努め、使用料を据え置いてきました。しかしながら、排出された汚水をきれいにするためにかかる費用に対し、使用料収入が不足する状況が続いています。また、今後、老朽化に伴う施設の更新や、災害に強い施設とするための対策などを計画的に進めていく費用が必要となることから、事業経営はますます厳しくなるものと想定されています。

このような現状を踏まえ、「竹原市下水道使用料審議会」において、中長期的な視点に立った事業運営と、下水道と合併処理浄化槽による汚水処理費用の負担など、下水道使用料のあり方について審議・答申を受け、下水道使用料の改定を行うこととしました。

今後もより一層の経営の効率化に取り組み、将来にわたり安定したサービスの提供に努めてまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。



下水道使用料の改定時期について

使用料の急激な引き上げを緩和するため、令和6年8月に1回目、令和9年4月に2回目の段階的な改定を行います。

※水道料金の改定はありません。

改定の経緯など
詳しくはこちら



改定のポイント

①基本水量制を廃止

これまで、1か月あたりの使用水量が8㎡までは、基本料金に含まれることとしていました（基本水量制）。

近年、一人世帯の増加やライフスタイルが変化し、水の使用実態も多様化していることから、基本水量制を廃止し、使用した水量に応じた負担を求めることで、使用者間の公平性を高める仕組みに改めました。

新旧料金表 (税抜・1か月あたり)	現行 料金	改定後(1㎡あたり)	
		令和6年8月 使用分から	令和9年4月 使用分から
基本料金	800円	850円	850円
使用水量			
8㎡以下	0円	25円	37円
8㎡を超え 20㎡までの分	140円	165円	180円
20㎡を超え 30㎡までの分	160円	190円	205円
30㎡を超え 50㎡までの分	180円	210円	230円
50㎡を超え 100㎡までの分	190円	220円	240円
100㎡を超え 200㎡までの分	200円	230円	255円
200㎡を超える分	230円	260円	280円

②基本料金、従量料金単価をそれぞれ改定

今後、下水道施設の老朽化対策と災害対応能力の向上を計画的に行う必要があることから、15年間の収支計画に基づき料金の見直しを行いました。

使用水量に応じた料金改定額(税込・1か月あたり)

使用水量	現行 料金	改定後	
		令和6年8月 使用分から	令和9年4月 使用分から
10㎡	1,188円	1,518円	1,656円
20㎡	2,728円	3,333円	3,636円
30㎡	4,488円	5,423円	5,891円
40㎡	6,468円	7,733円	8,421円

4月から産後ケア事業を拡充し、 通所型・居宅訪問型サービスを開始しました

問い合わせ 健康こども未来課
こども家庭支援係
☎ 22-7160

竹原市産後ケア事業を拡充し、これまでの短期入所型サービスに加え、通所型サービスと居宅訪問型サービスを開始しました。

これまでと比べ利用できる助産所も増えましたので、ぜひご利用ください。

対象者 竹原市に住所がある、出産後1年を経過しないお母さんと赤ちゃん

※医療ケアの必要な人、感染症にかかっている場合は利用できません。

内容 育児の手技についての具体的な指導及び相談、適切な授乳が実施できるためのケア（乳房ケア含む）、お母さんの身体的・心理的ケア など



料金・利用日数等について

サービスの種類・内容	料金（注意）	1人あたりの利用可能日数	利用できる助産所
短期入所型 10時～17時まで 助産所に宿泊します。	1泊2日 2,750円 以降5日目まで 1,375円/日 6日目以降 3,875円/日 食事代含む。	6泊7日まで	広島県助産師会 （短期入所型・通所型・居宅訪問型） 提供助産所  一覧はこちら▲
通所型 10時～17時まで 助産所に通所します。	600円/日 6日目以降 2,000円/日 食事代含む。	7日まで	
居宅訪問型 9時～17時の間で2時間程度 （土日祝は原則なし） 自宅に助産師が訪問します。	300円/日 6日目以降 1,375円/日	7日まで	

（注意）市民税非課税世帯、生活保護世帯は利用料金が無料です。

令和6年度から 国民健康保険税の税率を改正します

問い合わせ 税務課市民税係
☎ 22-7732

○改正の内容（令和5年度と令和6年度の税率比較）

区分	課税標準	医療給付費分		後期高齢者支援金等		介護納付金分※	
		（改正前） 令和5年度	（改正後） 令和6年度	（改正前） 令和5年度	（改正後） 令和6年度	（改正前） 令和5年度	（改正後） 令和6年度
所得割額	（被保険者の総所得金額等-43万円）×税率（%）	6.89%	7.21%	2.59%	2.76%	2.10%	2.08%
均等割額	被保険者数×税率（円） （未就学児はカッコ内の額）	29,000円 （14,500円）	30,800円 （15,400円）	10,800円 （5,400円）	11,400円 （5,700円）	10,700円	10,600円
平等割額	被保険者の世帯数×税率（円）	19,000円	19,900円	6,900円	7,400円	5,200円	5,100円

※介護納付金分は40歳から64歳の人に課税されます。

◇医療給付費分・後期高齢者支援金等分・介護納付金分の合計額が、年間の保険税額です。

◇詳しくは、7月初旬に送付する納税通知書に同封の「国民健康保険税について」のリーフレットで確認してください。

どこでも戸籍の請求が可能になりました

3月1日から、本籍地以外の市区町村の窓口でも、戸籍証明書などの請求ができるようになりました。
広域交付の対象となる証明書

戸籍全部事項証明書、除籍全部事項証明書、改製原戸籍謄本、除籍謄本
請求できる人 本人、配偶者、父母、祖父母等（直系尊属）、子、孫等（直系卑属）
請求に必要なもの マイナンバーカードや運転免許証など写真付き身分証明書
問い合わせ 市民課市民係 ☎ 22-7734



児童館の利用対象年齢を変更しました

4月から、竹原市中央児童館の利用対象年齢等を次のとおり変更しました。児童館は、子供達の居場所づくりに取り組んでいます。卓球やボードゲームで遊んだり、読書（本の持込可）やおしゃべりを楽しんだりすることができます。高校生の皆さんもぜひ活用してください。

変更前 中学生まで（5歳未満の乳幼児は保護者同伴）

変更後 18歳に到達する年度末（高校生）まで

※ただし、未就学児は保護者同伴

問い合わせ 健康こども未来課こども福祉係 ☎ 22-7742

こども
まんなか

犯罪被害者等支援条例を制定しました

犯罪被害者やその家族は、犯罪による直接の身体的・精神的・財産的被害に加え、様々な困難に直面し、つらい気持ちを抱えて暮らしています。市では、犯罪被害者などの権利利益を保護し、市民が安心して暮らすことができる地域社会の実現に取り組むための条例を4月1日から施行しました。

主な支援内容 相談および情報の提供、見舞金の支給、居住の安定、啓発活動の実施

相談窓口の設置

相談者に対し、必要な情報の提供や助言、市役所で手続き可能な制度の案内などを行うほか、必要に応じて関係機関との連絡調整を行います。

問い合わせ 地域づくり課人権男女共同参画係 ☎ 22-7736

なくそう 不法投棄

河川敷や山林の道路わきなどの人目の付きにくい場所への不法投棄がなくなりません。

不法投棄は地域の景観を損ねるだけでなく、水質や土壌への汚染等環境への悪影響も心配されます。「きれいなまち」、「住みやすいまち」を目指し、不法投棄を「しない」、「させない」よう、ともに取り組んでいきましょう。

不法投棄させないために

「草刈がされていない」、「ごみが散乱している」といった、管理が行き届いていない土地は不法投棄されやすくなります。不法投棄されたごみの撤去はその土地の管理者が行う必要があり、大変な負担となります。定期的な除草や樹木の剪定、柵を設置する等、不法投棄がされにくい環境に整えることが重要です。

市の取組

市では、不法投棄について、警察とも連携し対応しています。また監視カメラや看板を設置するなど、不法投棄の抑止を図るとともに、巡回、監視パトロールを実施しています。

問い合わせ 地域づくり課生活環境係
☎ 22-2279

『第33回たけはら竹まつり』

『竹』をテーマとしたイベント「たけはら竹まつり」は、これまで2日間で開催してきましたが、今年は1日に凝縮してイベントを盛り上げます。

地元3蔵の日本酒を試飲できる「ガン封じ笹酒の振る舞い」や、華やかな「かぐや姫パレード」、子供たちに人気の「竹細工教室」などに加え、今回は新たに「道の駅たけはら」をサブ会場としたイベントも開催します。

日時 5月3日(金・祝) 10時～17時

場所 町並み保存地区

問い合わせ 竹原市観光協会

☎22-4331

最新情報は▶
こちら



運動教室の参加者を募集します

「骨粗しょう症」は若いときから対策を行うことが大切です。

音楽に合わせて楽しく体操をしながら、いつまでも美しく、健康でいるために骨を鍛えませんか？

日時 6月1日(土)～8月17日(土)の間の
毎週土曜日 10時～11時30分(全12回)

場所 ピースリーホームバンブー総合公園体育館
会議室

対象 おおむね20歳から60歳代

定員 20人(応募多数の場合は抽選となります)

内容 広島大学と生協ひろしまが共同研究した
「ひろしまGENKI体操」
広島大学准教授の講義や教室の前後で骨密度や筋力の測定を行います。

参加費 6,000円(500円/回×12回)

申込締切 5月11日(土)

主催 竹原市(保健センター)
生活協同組合ひろしま

申込・問い合わせ

生協ひろしま組合員サービスセンター

☎0120-500-935

(受付時間 月～金曜 8時30分～21時)
土曜 8時30分～19時)

※生協ひろしま組合員以外も参加可能です。

第58回たけはら市民ハイキング

日時 5月19日(日) 8時30分市民館前集合
(登山口までバスで移動)

※雨天の場合は、5月26日(日)に延期

行先 今高野山(古城山)(世羅郡世羅町甲山)
標高490m

対象 市内在住又は通学・通勤している人

※小学生以下(幼児含む)は保護者同伴

定員 30人(申込多数の場合は先着順)

参加費 中学生以上 1,000円

小学生以下 500円

※交通費、写真代、保険料を含みます。

※参加費は申し込みの際にお支払ください。

※昼食、飲み物などは各自でご持参ください。

受付期間 5月10日(金)まで

申込方法

所定の申込書(受付場所に備え付け)に必要な事項を記入のうえ、参加費とあわせて受付場所へ。

受付場所

文化生涯学習課(市役所2階)、忠海支所、メンズカメイ(中央2-6-22、☎22-2040)

問い合わせ

文化生涯学習課生涯学習係 詳しくは▶
☎22-2328 はこちら

竹原山岳会事務局・森川

☎22-3132



高齢者肺炎球菌予防接種のお知らせ

対象者

接種を希望する竹原市在住者で、今までに高齢者肺炎球菌予防接種を受けていない人のうち、次の①又は②に当てはまる人

①接種日に65歳の者

※4月1日に接種勧奨ハガキを送付しました。

②接種日に60歳以上65歳未満で、心臓・じん臓・呼吸器の機能、ヒト免疫不全ウイルスにより免疫の機能に一定以上の障害がある人

接種期間

65歳の誕生日の前日から66歳の誕生日の前日まで
実施医療機関（市内）

浅野内科医院・いのくちクリニック・円山医院・大田整形外科おおた内科・おぎ皮膚科アレルギー科クリニック・かわの医院・桑原内科循環器科医院・呉共済病院忠海分院・こうの医院・しいはらクリニック・城原胃腸科整形外科・竹原病院・中島内科クリニック・馬場病院・安田病院

※円山医院は令和6年8月末まで

実施医療機関（市外）

広域予防接種実施医療機関

自己負担額 3,200円

※令和6年度市民税非課税世帯に属する人、生活保護世帯の人は、自己負担額が免除となります。

接種券の申込

接種を希望する人は65歳の誕生日を迎えてから、本人確認ができるものを持参し、健康こども未来課健康増進係（保健センター）へ申請してください。

※代理申請の場合は、申請前にご相談ください。

医療機関へ持参するもの

予防接種券、予診票、健康保険証など本人確認ができるもの、自己負担金

接種予約

接種券申請後、被接種者が医療機関へ予約してください。

（注意）令和6年度から、対象者が変更になりました。これまでのように年度末年齢ではなく、接種日に該当年齢であることが要件です。

問い合わせ 保健センター

☎ 22-4699



住宅・ブロック塀等の地震対策費用の補助

地震による住宅・ブロック塀の倒壊による被害に備えるため、対策費用の一部を補助します。

補助制度	補助対象・主な要件	補助率（限度額）	
耐震診断	昭和56年5月31日以前に着工された一戸建ての木造住宅（以下「旧耐震住宅」）	耐震診断費の3分の2（6万円）	
耐震化促進支援	耐震改修	旧耐震住宅の上部構造評点を1.0未満から0.3以上向上し、かつ、1.0以上にする耐震改修工事	耐震改修工事費の5分の4（居住誘導区域内100万円） （居住誘導区域外60万円）
	現地建替え	居住誘導区域内の旧耐震住宅を除却し、同一の敷地に新たに住宅を建築する工事（※1）	現地建替え工事費の5分の4（100万円）
	非現地建替え	旧耐震住宅を除却し、居住誘導区域内の別の敷地に新たに住宅を建築する工事（※1）	除却工事費の23%（80万円）
	除却	旧耐震住宅を全て取り壊す工事（市内の耐震性を有する住宅等に住み替えるものに限る）（※1）	除却工事費の23%（30万円）
ブロック塀等安全確保	緊急輸送道路及び小中学校の通学路に面する倒壊のおそれのあるブロック塀等の除却	除却工事費の3分の2（15万円）	

受付期間 4月8日（月）～25日（木）（※2）

※1 耐震診断による上部構造評点が1.0未満又は簡易耐震診断の評点の合計が7以下のものに限る。

※2 受付期間内に予算額を超えた場合は抽選となります。

●土砂災害対策費用の補助

土砂災害特別警戒区域に指定される前に建築された住宅等を改修する工事について、対象費用の一部を補助します。次年度（令和7年度）の制度利用を検討されている人は、事前にご相談ください。

事前相談期限 10月15日（火）

問い合わせ 都市整備課住宅建築係

☎ 22-7749



発達障害に関する正しい理解を深めましょう

4月2日(火)～8日(月)は「発達障害啓発週間」として、社会全体で発達障害の啓発に取り組んでいます。

発達障害とは

発達障害は、脳機能の発達が関係する障害です。幼児期から発達障害がある人は、コミュニケーションや対人関係をつくるのが苦手です。また、その行動や態度は「自分勝手」とか「変わった人」と誤解され、敬遠されることも少なくありません。

ここでは、発達障害のある人を理解するために、注意欠如多動症(ADHD)、自閉スペクトラム症(ASD)、限局性学習症(SLD)について特徴と支援の方法を紹介します。

なお、発達障害は、複数の障害が重なって現われることもあり、障害の程度や年齢(発達段階)、生活環境などによっても症状は違ってきます。発達障害は多様であることをご理解ください。

特徴と支援の方法

注意欠如多動症(ADHD)

●特徴

- ・多動性・衝動性(落ち着きがない、順番を待つことが難しいなど)
- ・不注意(注意力が散漫、ミスが多いなど)

●支援の方法

- ・短く、はっきりとした言い方で伝える
- ・気の散りにくい環境設定の工夫
- ・わかりやすいルール提示 など

自閉スペクトラム症(ASD)

●特徴

- ・こだわりの強さや、特定の物事に対する強い興味
- ・自分の気持ちをうまく表現することが難しい
- ・相手の気持ちを読み取れない など

●支援の方法

- ・肯定的・具体的・視覚的に伝える
- ・スモールステップ(目標を細かく分けて一つずつ達成する方法)で支援する など

限局性学習症(SLD)

●特徴

- ・全般的な知能には問題がないものの、読む、書く、計算するといった特定の学習行為のみが、他の知的能力に比べて明らかに困難な状態

●支援の方法

- ・得意な部分を積極的に使って情報を理解し、表現できるようにする
- ・苦手な部分について、課題の量・質を適切に加減する など

ご相談ください

気になることがあれば、相談支援事業所へお気軽にご相談ください。生活するうえで苦手なことに対する工夫や支援を一緒に考えます。

発達障害の相談先

地域支援センターまいらいふ	☎24-6556
地域支えあい推進課生活支援係	☎22-2276
健康こども未来課こども家庭支援係	☎22-7160

共生社会をつくるために

平成28年4月に施行された障害者差別解消法では、障害のある人に「合理的配慮」を行うことなどを通じて「共生社会」の実現を目指しています。また、令和6年4月に障害者差別解消法が改正施行され、民間事業者においても合理的配慮が努力義務から義務になりました。

市では、法の趣旨を踏まえ、一人ひとりが障害の有無にかかわらず、互いに人格と個性を尊重し、地域の中で認め支えあい、生きがいを持ち、安心して暮らすことのできる「共生社会」を実現するために、国や県と連携しながら取り組んでいきます。

市民の皆様のご理解とご協力をお願いします。

問い合わせ 地域支えあい推進課生活支援係 ☎22-2276